

基調講演

はせがわみちこ
講師 長谷川三千子氏



埼玉大学名誉教授

東京大学文学部哲学科卒業。東京大学文学部助手を経て埼玉大学教授。平成 23 年同大学名誉教授。25 年 NHK 経営委員に就任。著書「本当は怖ろしい日本国憲法」(共著)、「からごころ一日本精神の逆説」、「神やぶれたまはず」、「民主主義とは何なのか」、「日本語の哲学へ」等

パネリスト

あいざわみつや

相沢光哉氏



宮城県議会議員

一橋大学卒業。宮城県議会議員 6 期連続当選。平成 18 年第 34 代宮城県議会議員長。宮城県日台親善協会会長。「いのちを守る森の防潮堤」推進議員連盟会長。宮城県日台親善協会会長

パネリスト

わだまさむね

和田政宗氏



参議院議員

慶應義塾大学法学部卒業。平成 9 年 NHK 入局アナウンサー職。平成 11 年仙台局入局。平成 25 年参議院通常選挙宮城県選挙区において初当選。現在、次世代の党政調会長

憲法改正 待ったなし!

憲法 9 条を問い直す

第 3 回憲法を考える

県民の集い

あなたは憲法 9 条改正に反対?それとも賛成?

改正に反対の人は 9 条を「平和主義を謳った世界に誇るべき条文」「9 条を変えたら戦争をする国になる」と考え、改正に反対しています。

改正に賛成の人は、「今の 9 条では領土や国民の生命を守れない非常識な条文」と考え改正に賛成しています。

同じ 9 条でなぜ正反対の答えが出るのでしょうか。不思議だと思いませんか?それはやはり 9 条の条文に問題があるからです。果たしてどこが問題なのでしょう?

「第 3 回憲法を考える県民の集い」では、この 9 条の矛盾点を明らかにし、国論を二分しないための解決法を日本を代表する哲学者、長谷川三千子先生にお話して頂きます。

9 条改正に反対の人も賛成の人も、そしてわからない人もこの機会に是非スッキリして下さい。

日時 平成 27 年 7 月 20 日(月・祝)

会場 エルパーク仙台

5 階セミナーホール(受付 12:30~)

● 第 1 部 基調講演 13:45~15:00

講師 長谷川三千子氏 埼玉大学名誉教授

演題 「誰でもわかる憲法 9 条の問題点

~これでも平和憲法と言えるのか」


● 第 2 部 パネルディスカッション 15:20~16:50

パネリスト 長谷川三千子氏, 相沢光哉氏, 和田政宗氏

※予め参加者から質問を受け、それに答えながら進めます。

● 参加費 一般 1,000 円 学生無料

● 主催 宮城ビジョンの会 ☎022-285-3383

宮城ビジョンの会  検索

● 後援 美しい日本の憲法をつくる宮城県民の会

日本会議宮城県本部・日本会議仙台支部

▼エルパーク仙台へのアクセス

仙台市青葉区一番町 4 丁目 11 番 1 号 141 ビル(仙台三越定禅寺通り館) 5 階

▼仙台市営地下鉄南北線:「勾当台公園駅」下車

▼バス:「商工会議所前」又は「定禅寺通市役所前」下車

これは、平成25年4月30日付産経新聞[正論]に掲載された論文です。

「国民の憲法」考

◆教科書が語らない「制定」の真実

わが国では戦後ながらく、憲法についての思考停止状態がつづいてきました。昨今はそれが少し解消したかのようにも見えますが、基本的な点では、ほとんど何も変わっていません。産経新聞が新しい憲法案「国民の憲法」要綱を発表しましたが、いくらよい憲法案を作っても、この思考停止が解けない限り、本当の「国民の憲法」は実現しないでしょう。それを解決するには、何よりも大切なのが正しい憲法教育なのですが、現状はいささかお粗末と言わざるを得ません。

《素通りの「誰が作ったか」》

昨年たまたま、或る出版社のご好意によって、その年出版された中学公民の教科書をいくつか見る機会がありました。いずれもきれいな写真が沢山のつた観光パンフレットと見紛うような美装本で、かつての社会科学教科書とは様変わりしていました。その中身は、ほとんどいずれも、敗戦直後の中学教科書「あたらしい憲法のはなし」を一步も出していない。むしろ

る或る意味で思考停止ぶりが深まっているとすら言えるのです。

かつて『あたらしい憲法のはなし』は、日本国憲法の成立についてこんなことを語っていました。

「これまでであった憲法は、明治二十二年にできたもので、これは明治天皇がおつくりになつて、国民にあたえられたものです。しかし、こんどのあたらしい憲法は、日本国民がじぶんでつくつたもので、日本国民ぜんたいの意見で、自由につくられたものであります」。もちろんこれは大ウソです。

新憲法は

「日本国民が自分でつくつた」ものではなく、占領者の作った草案を日本人が「自由に」修正するこ

とも許されなかった。しかし昭和二十二年、占領下の日本にはそのことについてウソをつかない自由すらなかったのです。

では、ウソをつく必要のなくなった平成

二十四年の教科書はどんな風に日本国憲法の成立を語っているのか。例えば清水書院の教科書はこんな言い方をしています。「ポツダム宣言にもとづいて、憲法の改正を求められた日本政府は、連合国軍総司令部から民主主義を基本とする憲法案を示された。これをもとにつくられた改正案が、新たに20歳以上の男女による普通選挙で選ばれた国会で審



埼玉大学名誉教授

長谷川三千子氏

議・議決されて、日本国憲法が誕生した」

たしかに、ここにはウソは書かれていません。しかし本当のことも書かれていないのです。この文章がすべて「られた」「された」と受動態で書かれていることにお気付きでしょうか。いったい、この憲法は誰が作ったのか、という肝心の問いを、この執筆者は完全に素通りしているのです。

《主権なき中で主権うたう矛盾》

同時に、連合国軍総司令部が日本政府に憲法案を(示しただけでなく)強制

した。総司令部が厳しい検閲によって、そのことを一切日本国民に知らせなかったこと。そうした事実も全く語られていません。それに言及しているのは自由社と育鵬社のみなのですが、この2社ですら、当時の日本は軍事占領下にあつて国家主権を奪われていた、という事実については、一言も語っていません。

占領を解かれて半世紀以上もたつているのに、どうしてこんな風にすべての教科書が本当のことを避けているのでしょうか。それはもし日本国憲法の成立について本当のことを語ってしまうと、それにづく話がすべてめちゃくちゃになってしまうからなのです。

どの教科書も、日本国憲法の三大原理として「国民主権、平和主義、基本的人権」をあげています。その第一の「国民

主権」とは、「国の政治のあり方を最終的に決める力(主権)が国民にあるという」と説明されています。当然それは憲法を改正したり制定したりする力でもあるはず。ところが、日本国憲法自体は「主権」が完全に奪い去られた状態で制定された……ということになります。まるで訳のわからない話になってしまっています。

《事実示し考えさせる教育を》

公民教科書では「国民主権」と「国家主権」とが完全に別物のようにして扱われていますが、もともとは同じ一つの概念の内側と外側といった関係です。実は、そもそも「国民主権」とは、フランス革命における、王を殺して国民が権力を奪うのが正義だ、という思想に基づく、問題のある政治原理なのですが、なににせよ「国家主権」のないところでは「国民主権」も成立しえないのです。

さらに言えば、国家が一切の力を放棄するという日本国憲法の「平和主義」は、国家主権の放棄であり、そこでは「国民主権」が成り立たないどころか、近代憲法自体が成り立ちません。国民の「基本的人権」を守ることも不可能となります。

つまりこんな風に、日本国憲法は全くめちゃくちゃな憲法なのです。その衝撃の事実をありのままに子供達の目の前にさらけ出すこと……本当の考えさせる憲法教育はそこから始めるべきでしょう。

(はせがわ みちこ)